

大須賀第三地区まちづくり協議会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、大須賀第三地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、大須賀第三地区センターに置く。

（目 的）

第3条 協議会は、掛川市自治基本条例の理念「生涯学習・歴史文化の尊重」および基本原則「情報の共有・参画・協働」に基づき、地区住民が連帯して誰もが住みたくなる良い大須賀第三地区のまちづくりを目指すことを目的とする。

また協議会は、この目的達成のため大須賀第三地区区長会、大須賀第三地区センターをはじめとする各組織と連帯・協力して地域の課題解決に努める。

（区 域）

第4条 協議会の区域は、大須賀第三地区とする。

（構成員）

- 第5条
- 1 協議会は、大須賀第三地区内に居住する区民及び大須賀第三地区内においてまちづくりを行う団体等（以下「団体等」という。）を構成員とする。
 - 2 協議会は、多くの団体等が参加するよう普及啓発に努めるものとする。
 - 3 団体等は、協議会への参加を希望するときは、第7条の理事会の審議により承認を得た場合において加入することができる。

（事 業）

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、大須賀第三地区区長会、大須賀第三地区センターおよびその他団体等のそれぞれの活動を通じて、次の事業を行う。

- (1) 地区内で実施することが望ましい事業および地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関する事。
- (2) 実施事業の検証および改善等に関する事。
- (3) 地区まちづくり計画の策定に関する事。
- (4) 地区内の住民の意思をまちづくりに適切に反映する事。
- (5) まちづくりの担い手となる人材の育成に関する事。
- (6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関する事。

（組 織）

第7条 1 協議会は、総会、理事会および企画委員会をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監査役を置く。

(役員の種別)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- 1 理事会役員（全員理事となる。）

(1) 会長	1名
(2) 副会長	2名
(3) 理事正副区長	12名
(4) 地区センター長および事務長	2名
(5) 理事専門委員長	6名
(6) 会計	1名
(7) 事務局長	1名
計	25名以内
- 2 監査役 2名

(役員の決定)

- 第9条
- 1 会長、副会長、会計、事務局長および監査役は、理事会において選出し、総会で承認を得る。
 - 2 理事区長は、各区から選出された者をもって総会で承認を得る。
 - 3 理事専門委員長は、各専門委員会で選出し、総会で承認を得る。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- (4) 理事専門委員長は、専門部を代表し、委員会事務を統括する。
- (5) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿および書類を管理する。
- (6) 事務局長は、協議会の運営および活動に伴う事務を統括する。
- (7) 監査役は、協議会の会計および資産の状況を監査する。

(役員の任期)

- 第11条
- 1 協議会の会長任期は、原則1期2年とし、再任を妨げない。
 - 2 協議会の副会長、全理事、会計、事務局長および監査役の任期は、原則2年とする。
 - 3 役員は、重任、再任されることができる。
 - 4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第12条 協議会は、必要に応じて、理事会の承認を得て、相談役をおくことができる。

(総会の種別)

第13条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

代議員の定数は90名以内とし、代議員は別表に定められた者をもって充てる。

(総会の開催)

第15条 1 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合。

(2) 代議員の2分の1以上の者から目的事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 1 総会は会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会の二週間前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、前条2項第2号による請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第17条 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状含む。）をもって成立する。

(総会の議長)

第18条 1 総会の議長は代議員の中から選出する。

2 会長が指名した者が務める。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席した代議員（委任状含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画、予算、決算に関すること。

(2) 規約の制定および改廃に関すること。

(3) 役員承認に関すること。

- (4) 地区まちづくり計画に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(理事会の構成)

第21条 理事会は、正副会長、正副区長、センター長、事務長、まちづくり事務局長及び専門委員長をもって構成する。

(理事会の招集と議長)

- 第22条 1 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)

- 第23条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。
- (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) 総会に付議すべき事項のうち、総会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要する事項。
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(企画委員会の構成)

第24条 企画委員会は、会長、副会長、若干名の区長及び副会長、会計ならびに事務局長を主とし、これに別途理事会で定める委員を加え、10名を目途に構成する。なお、審議する議案により有識者等を出席させることができる。

(企画委員会の招集と議長)

- 第25条 1 企画委員会は、会長が月1回ないし2か月に1回を目途に召集し、必要な場合はその都度招集することができる。
- 2 会長は、企画委員長の議長となり、議事を整理する。

(企画委員会の審議目的)

第26条 企画委員会は、大須賀第三地区まちづくり計画に関する組織、実行計画、予算等の広範囲な内容について基本的な検討を行い、それを推進すべく理事会等への企画提案等を行うことを目的とする。

(専門委員会の位置、構成)

第27条 専門委員会は、大須賀第三地区センター組織内に位置し、代表である委員長が理事として、協議会に参画する。

専門委員会

- (1) 地域活性化委員会

- (2) 安全・防災委員会
- (3) 教育・文化・体育委員会
- (4) 保健委員会
- (5) 福祉委員会
- (6) 広報委員会

(専門委員会の役割)

- 第28条 1 専門委員会は第3条の目的を構成する事業の企画、調整および執行を行う。
- 2 専門委員会の具体的役割等は、大須賀第三地区センター規約による。

(経費)

- 第29条 協議会の経費は、地区各種団体からの助成金、市交付金等およびその他収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第30条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

- 第31条 1 協議会は、会の収入および支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整理する。
- 2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(議事録および議事録署名人)

- 第32条 1 総会、理事会の議事録には、日時、場所、議決事項およびその内容等を記録し、議事録署名人として出席した正副会長は記名捺印する。
- 2 議長は出席する協議会役員を議事録作成者に指名できるものとする。

(監査)

- 第33条 監査役は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会において報告する。

(委任)

- 第34条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

付 則 この規約は平成28年4月1日から施行する。